

(証券コード：8206)

平成20年2月27日

株 主 各 位

大阪市中央区瓦町一丁目6番10号
ステラ・グループ株式会社
代表取締役社長 鷹司 通昭

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年3月13日午後6時00分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年3月14日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市中央区瓦町一丁目6番10号 JPビル8階会議室
3. 目的事項

決 議 事 項

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 第三者割当による募集株式の発行の件 |
| 第2号議案 | 募集新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件 |
| 第3号議案 | 取締役2名選任の件 |

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本通知の株主総会参考書類について、修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.stellargroup.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第三者割当による募集株式の発行の件

会社法第199条第2項に基づき、当社の資本・事業提携先であるベルリバーファイナンス株式会社に対して、第三者割当による募集株式を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 第三者割当による募集株式を発行する理由

当社は、当社を取り巻く厳しい経営環境において、財務基盤強化のための資金調達が喫緊の課題であります。

そのため、当社はベルリバーファイナンス株式会社との資本・事業提携の締結に基づき、当社グループに必要な資金を本件第三者割当による募集株式発行により調達を行おうとするものであります。

ベルリバーファイナンス株式会社は、単なる出資にとどまらず、当社グループの経営にも参画することを予定しております。そのため、当社としては、ベルリバーファイナンス株式会社により当社グループの業績回復等を図ることが、企業価値・株主価値の向上のためには最適であると判断いたしました。

なお、本議案は、株式の発行価格（払込金額）が特に有利な金額に該当する可能性があることを踏まえて、本総会でのご承認をお願いするものであります。

2. 第三者割当による募集株式発行の内容

(1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式70,000,000株

(2) 発行価額

株式1株当たりの払込金額は、17円、又は、平成20年1月24日（当日を含む。）から平成20年3月13日（当日を含む。）までの株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日のVWAP（株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格をいう。以下同じ。）の平均値（ただし、VWAPのない日は除く。）に0.85を乗じて算出される金額（1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）、のいずれか低い価格とする。

(3) 発行価額の総額 1,190,000,000円

※発行価額の総額は、株式の発行価格（払込金額）を1株当たり17円として算出した見込額である。

(4) 資本組入額の総額 595,000,000円

※資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算

規則第37条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする（計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。）。

なお、株式の発行価格（払込金額）は1株当たり17円として見込額を算出している。

(5) 増加する資本準備金の総額 595,000,000円

※増加する資本準備金の総額は、会社計算規則第37条第1項に従い算出される資本金等増加限度額から、上記(4)に定める資本組入額の総額を減じた額とする。

なお、株式の発行価格（払込金額）は1株当たり17円として見込額を算出している。

(6) 募集の方法

第三者割当の方法による。

(7) 割当予定先及び割当株式数

ベルリバーファイナンス株式会社に対し、全株を割当てる。

※当社は割当先との間において、第三者割当による新株式の発行より2年以内に当該新株式の全部または一部を譲渡した場合は、割当先より当該内容を当社に報告することの確約を受けている。

なお、割当先は、当社との間で中長期的な安定株主として協力関係を構築する予定であり、そのため、当社株式の最低限の保有期間として本件新株式交付日より5年間とすることで合意している。

(8) 申込期間 平成20年4月10日（木）

(9) 払込期日 平成20年4月11日（金）

(10) 新株券交付日 平成20年4月11日（金）

(11) 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅する。

第2号議案 募集新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件

会社法第238条第2項の規定に基づき、募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととすることが新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案につきましては、当社の資本・事業提携先であるベルリバーファイナンス株式会社に対して、第1号議案の第三者割当による募集株式の割当てに加えて、新株予約権を割り当てることによって、ベルリバーファイナンス株式会社にとって、当社グループの業績回復による企業価値向上へのインセンティブがより一層高まり、同社主導による企業価値向上の実現可能性が高まるものと期待して、無償で発行することが有用であると判断したものであります。

なお、当社は、ベルリバーファイナンス株式会社との間で、コミットメント条項付き第三者割当契約を締結いたします。

第三者割当による新株予約権発行の内容

(1) 新株予約権の名称

ステラ・グループ株式会社第11回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）

(2) 目的となる株式の種類及び数

当社普通株式20,000,000株

- ① 本新株予約権1個の行使により当社が交付する当社普通株式の数（以下、「割当株式数」という。）は、1,000株とする。
- ② 前号のほか、下記(10)に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、割当株式数は、調整直前の行使価額に調整直前の割当株式数を乗じて得られる数を、調整後の行使価額で除して得られる数に適切に調整されるものとする。
- ③ 本項に基づく割当株式数の調整の結果1株未満の端数が生じたときは、会社法第283条に定める方法によりこれを取り扱う。

(3) 発行価額 無償とする。

(4) 申込期間 平成20年4月10日（木）

(5) 割当日 平成20年4月11日（金）

(6) 払込期日 該当事項はありません。

(7) 本新株予約権の総数

20,000個。但し、上記(4)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない新株予約権については、発行を打ち切るものとする。

(8) 新株予約権証券

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

(9) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権 1 個につき、行使価額（但し、後記 (10) によって調整された場合は調整後の行使価額とする。）に割当株式数を乗じた額とし、1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。

② 本新株予約権の行使により当社が交付する株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は、当初、17円、または、平成20年1月24日（当日を含む。）から平成20年3月13日（当日を含む。）までの株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の VWAP（株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格をいう。以下同じ。）の平均値（但し、VWAPのない日は除く。）に0.85を乗じて算出される金額（1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）、のいずれか低い価格とする。

③ 行使価格の修正

本新株予約権の割当日以降、行使価格は、平成20年4月11日から平成20年5月11日を初回として毎月11日（11日が営業日でない場合は前営業日。以下「決定日」という。）の1ヶ月間の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日のVWAPの平均値（但し、VWAPのない日は除く。）に0.9を乗じて算出される金額（1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）、に修正される。但し、算出された金額が17円を下回る場合は17円とする。なお、平成20年5月11日（当日を含む。但し、11日が営業日でない場合は前営業日。）以前に行使する場合は②で決定された行使価格とする。

(10) 行使価額の調整

新株予約権の発行後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額は、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当該普通株式交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(11) 本新株予約権を行使することができる期間

平成20年4月14日から平成21年10月13日までの期間とする（以下、「行使期間」という。）とする。

(12) 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使の条件は定めない。

(13) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の割当日以降6ヶ月経過後、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、1ヶ月前の事前通知によって、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権を無償で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。

(14) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本金および資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(15) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。

(16) 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権者に対し速やかに株券を発行または交付する。但し、単元未満株式については定款の定めに従い株券を発行しない。

(17) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権で、下記①ないし⑧に定める内容のものをそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（２）に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、上記（９）で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記（１１）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（１１）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（１４）に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要しない。
 - ⑧ 新株予約権の取得条項
定めない。
- (18) 本新株予約権の募集の方法
第三者割当の方法により、本新株予約権のすべてを、ベルリバーファイナンス株式会社に割当てる。
- (19) 本新株予約権行使後第１回目の配当の方法
剰余金の配当（会社法第454条第５項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に扱うものとする。

(20) コミットメント条項付き第三者割当契約の締結

当社はベルリバーファイナンス株式会社との間で、有価証券届出書の効力発生後、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当契約を締結いたします。

この契約は、今後資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨および行使すべき本新株予約権の数を指定できる仕組みとなっており、ベルリバーファイナンス株式会社は、かかる指定を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、一定期間中に指定された数の本新株予約権を行使することをコミットするものであります。

また、当社の株価が一定の水準を下回る場合、未公表の当社インサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など一定の場合には当社はかかる指定を行うことはできません。ベルリバーファイナンス株式会社は、当社から上記の指定を受けた場合の他、ベルリバーファイナンス株式会社が特定数の本新株予約権の行使を希望し当社がこれを受諾した場合、本新株予約権を自己の裁量により行使することができます。なお、当社は、上記の指定を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

また、当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができます。また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができます。但し、本新株予約権の行使可能期間のうち最後の1ヶ月間については、停止指定を行うことはできません。

第3号議案 取締役2名選任の件

取締役鷹司通昭、大喜章徳および樋口収の3氏は、本臨時株主総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、改めて、経営体制の刷新・強化を図るべく新たに取締役2名の選任をお願いするものであります。

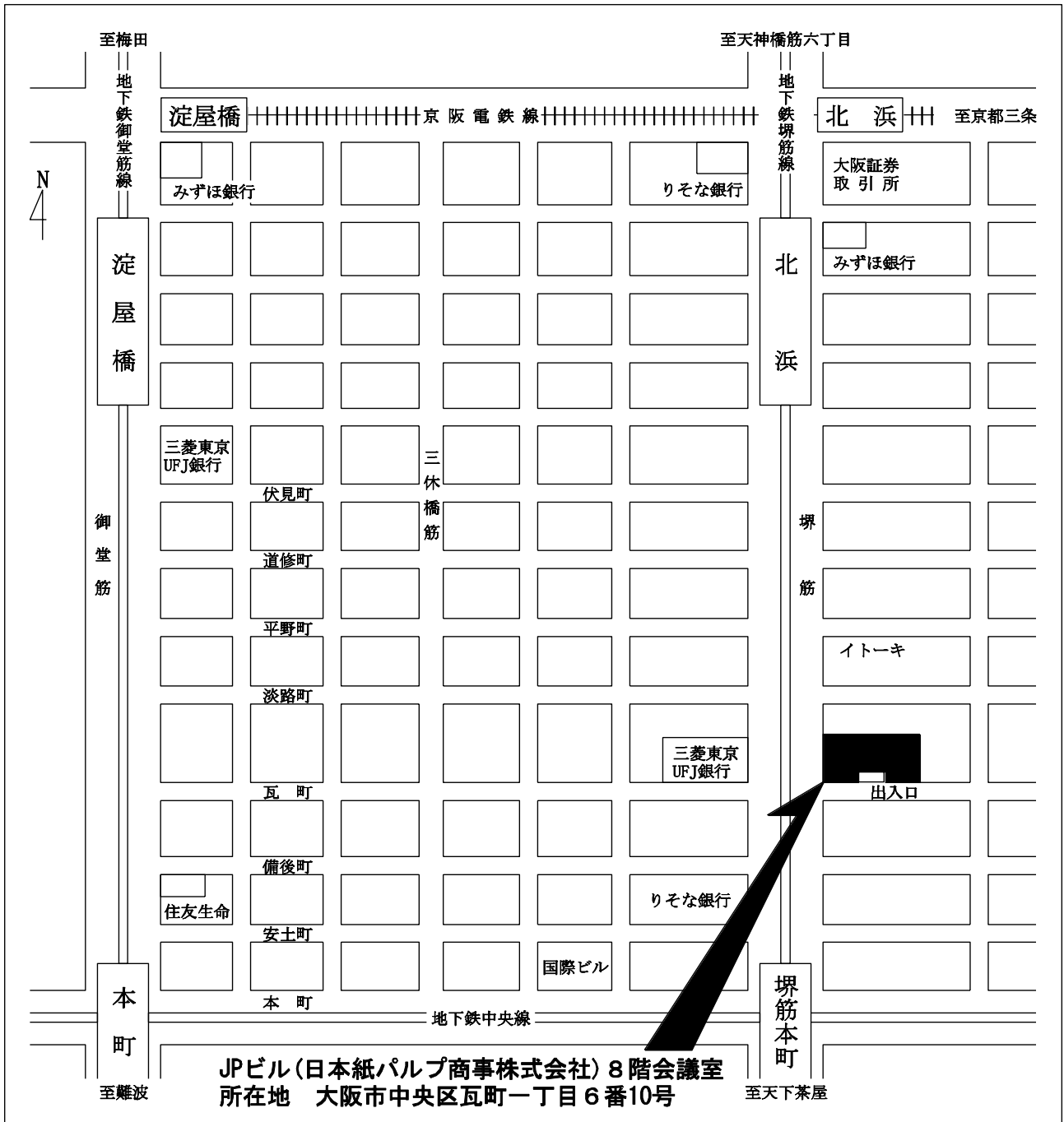
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
1	鈴木 洋 (昭和19年7月19日生)	昭和44年3月 株式会社ベルテクノ 代表取締役社長 平成16年7月 同社 代表取締役会長 (現任) 平成17年9月 株式会社エリアクエスト 取締役 (現任) 平成19年11月 ベルリバーファイナンス株式会社 取締役会長 平成20年1月 同社 代表取締役会長 (現任)	一株
2	細川 信文 (昭和46年11月17日生)	平成6年4月 三貴商事株式会社入社 平成14年9月 こうべ証券株式会社 (現インヴァスト証券株式会社) 入社 平成17年2月 同社 法人一部副部長 平成19年6月 HSBC証券会社入社 東京支店債券営業本部円貨債券営業部ディレクター 平成19年11月 ベルリバーファイナンス株式会社 設立 代表取締役社長 (現任) 平成20年1月 グローバル・ファンデックス株式会社 代表取締役社長 (現任)	一株

(注) 取締役候補者鈴木洋氏および細川信文氏は、それぞれ、ベルリバーファイナンス株式会社の代表取締役を兼務し、当社は、同社との間に資本・事業提携を締結しており、同社より金銭消費貸借、業務委託等の取引があります。

以上

〈株主総会会場ご案内略図〉



○駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。